

仕様書番号： 49
作成年月日：令和5年11月30日

50号建物照明設備改修工事

工事件名	50号建物照明設備改修工事	図面番号	1 / 4
種 別	表 紙	縮 尺	—
陸上自衛隊北富士駐屯地業務隊			

仕 様 書

1 件 名 50号建物照明設備改修工事

2 工事場所 山梨県南都留郡忍野村忍草3093 陸上自衛隊北富士駐屯地内

3 工事概要 照明設備改修 44台

4 一般事項

(1) 本工事は、本仕様書による他、下記 仕様書及び関係法規・メーカー標準仕様を準拠する。

○国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
公共建築工事標準仕様書（電気設備・改修電気設備工事編）

(2) 工事に関する共通事項については、下表のとおりとする。

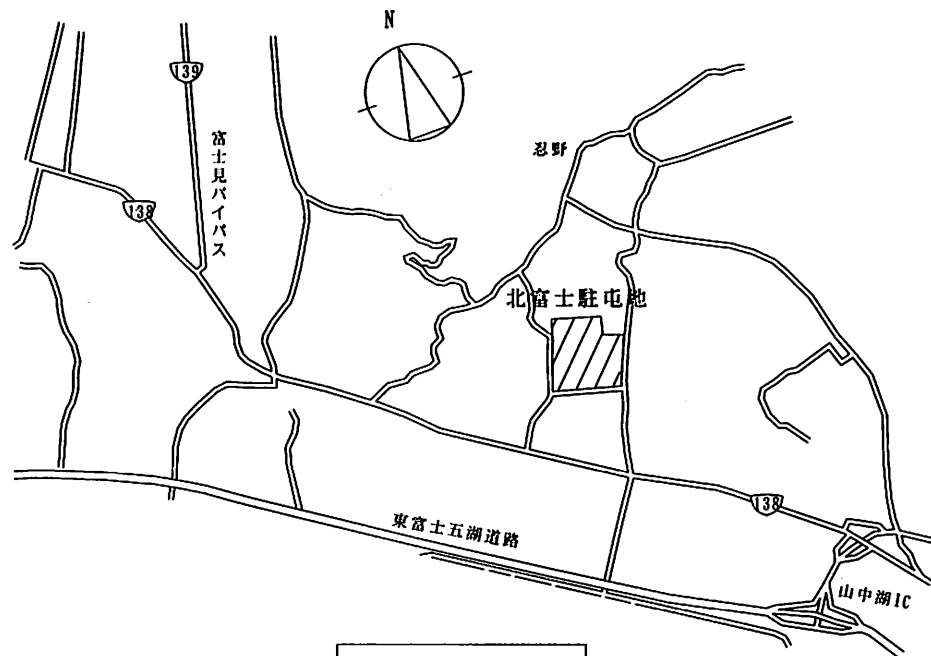
表

項 目	内 容
1 協 議	本仕様書及び図面に質疑が生じた場合には、監督官と協議を行い指示に従うこと。
2 軽微な変更	現場の収まり等により軽微な変更の必要性が生じた場合は、監督官と調整しその都度指示に従うこと。ただし、請負金額・工期等の変更は、行わないものとする。
3 復旧・補償	工事実施の際、隊員及び部外者等に障害等を与えた場合又は、施設等に損傷を与えた場合は、請負者の責任において復旧及び補償をすること。
4 使用材料	使用材料は仮設材を除き全て新品とし、JIS規格品の適用品を使用すること。また、監督官の検査を受け合格したものを使用する。
5 現場管理	請負業者は現場代理人を指名し、関係法令に基づき現場管理を行い、防災に努めること。また、危険性のある場所には表示等の処理を行う。
6 立 入	工事現場及び許可された場所以外への無断立入等は厳禁とする。
7 役 務 写 真	工事写真は、工事の作業前、完成及び作業後隠蔽となる箇所、主要な作業段階の実施状況、使用材料、その他監督官の指示するものを黒板等を使用してサービス版サイズに整理し、1部を提出すること。
8 書類手続等	契約後、速やかに作業実施日を監督官と調整し、工程表等を提出して監督官の承認を受けること。また、その他の役務に必要な申請及び提出書類は、官側の示す規格様式で作成し提出する。
9 秘密厳守	工事実施によって知り得た内容・情報に関して、監督官の許可無く漏洩しないこと。
10 発 生 材	金属類発生材は、関係書類提出後、監督官の指示する場所に集積するものとし、その他の廃棄物については、すべて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき処理すること。 なお、処理完了後、結果を書面（マニフェスト(写)等）にて提出する。
11 後片付け・清掃	工事完了に際して作業現場の後片付け及び清掃を行うこと。
12 電気・水の使用	工事に使用する電気及び水等は請負業者にて準備すること。ただし、試運転等の業務上必要となるものについてはその限りではない。
13 補 償	工事完了後、1年間を補償期間（瑕疵期間）とし、その間に発生した不具合については請負業者の責任により速やかに対処すること。

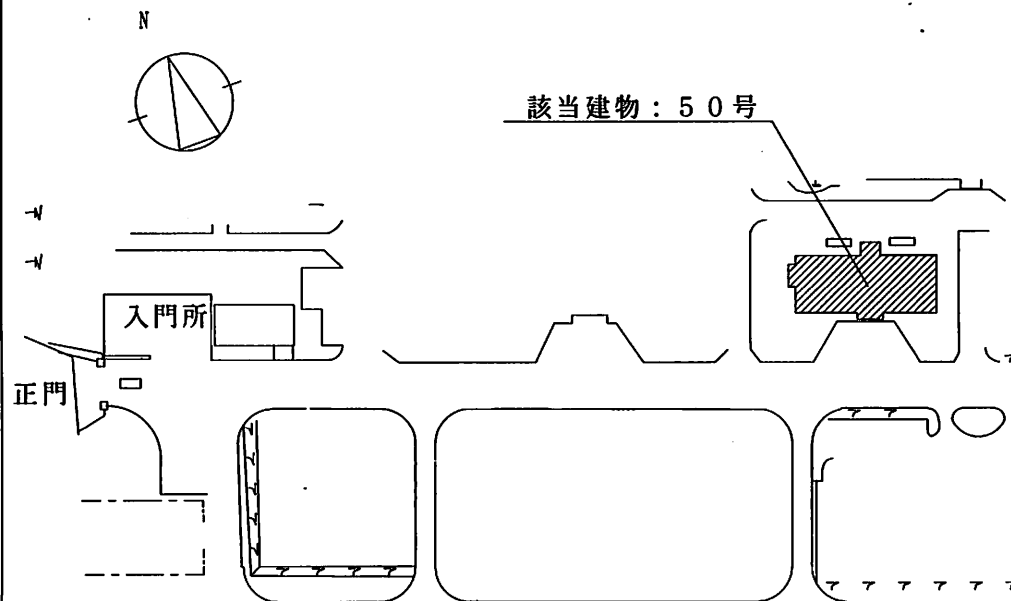
5 特記事項

- (1) 本工事は、実施する内容に対して、技術的に熟知した専門知識を有する技術者が実施する。
- (2) 図面及び仕様書等において明記なき事項であっても、必要となる事項及び、技術上または、工事の完了に必要な当然やるべき事項については、監督官の指示に従い確実に実施する。
- (3) 本工事は、契約締結後、速やかに準備を実施すると共に、履行期限内に全ての作業を完了させる。
- (4) 本工事を実施するLED照明器具等については別図のとおりとする。
- (5) 本工事で使用する消耗資材等について、請負業者が負担する。

工事件名	50号建物照明設備改修工事	図面番号	2 / 4
種 別	仕様書	縮 尺	—
陸上自衛隊北富士駐屯地業務隊			

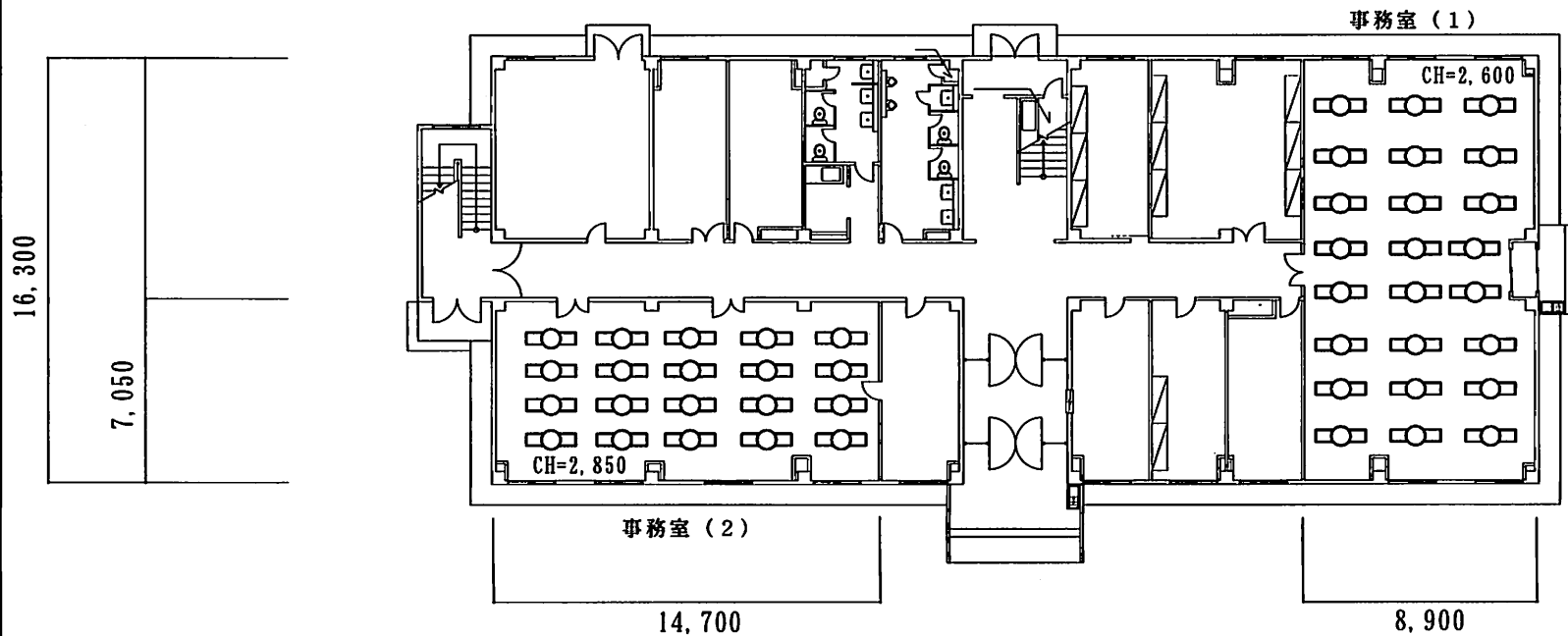


案内図 1/X



駐屯地配置図 1/X

工事件名	50号建物照明設備改修工事	図面番号	3 / 4
種 別	駐屯地配置図	縮 尺	図 示
陸上自衛隊北富士駐屯地業務隊			



50号建物1階照明設備図 1/200

施工内容	
FRS15-322 PN29	撤去 44台
MY-470333/NAHTN または同等品以上	新設 44台

工事件名	50号建物照明器具改修工事	図面番号	4/4
種 別	50号建物1階照明設備図	縮 尺	図 示
陸上自衛隊北富士駐屯地業務隊			